

午前10時11分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

○厚生委員会委員長（吉富英三郎君） 厚生委員会は、去る9月9日の本会議において付託を受けました議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分外2件につきまして、9月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、市民課関係部分の議第91号別府市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定については、当局より、本年11月より住基カード内の住民基本台帳ネットワークで使用する領域とは違った空き領域を使って、地域通貨モデル実証実験を行い新しい住民サービスを提供するため、住民基本台帳法の規定に基づき、その利用目的、利用手続きなどを定めた条例を制定するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、住基カードの普及状況や地域通貨実験についての質問がなされ、別府市での住基カードの世帯普及率は1.65%であり、最近は増加傾向にあること、また地域通貨実験に関しては10月よりまちづくり推進室と協力して市民課前に窓口を設け受け付けを開始し、11月より運用に入りたいとの答弁がありました。これを受けて委員より、今後ますますこのカードの利用が高まるように市役所内で体制を整え、市民サービスの向上に努めてほしいとの要望がなされた次第であります。以上の当局説明を了とし採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続いて、清掃課関係部分であります。議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分について。

今回、平成18年度の業務委託の入札を行うに当たり、その費用の債務負担行為を補正計上している。また現在は住宅地図等を使って手作業で管理しているごみ収集業務の管理方法を、GPSと連動する電子地図を使ったシステムを開発し、収集コースなどの管理を行うための費用を計上しているとの説明に対し、委員より、いよいよ可燃物収集業務にも民間委託が導入されることとなり評価をしているが、これが経費優先の民営化となることがないように、また将来の循環型社会の形成に役に立つものになってほしいと希望する。また業務委託先の業者に関しては、別府市地域の活性化を促すためにも地元の協同組合や業者が選定されるように図っていただきたいとの要望に対し、入札に当たっては市内に本社があること、もしくは個人の場合は市内に住民票を置いていることを指定する予定である。今後も地場産業の育成に協力していきたいとの当局答弁を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に社会福祉課関係では、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分について。

今回補正計上しているのは、生活保護適正化実施推進に要する追加額であり、生活保護制度の安定運営のために、就労促進事業、医療扶助適正化事業、職員研修、啓発事業などを行い、保護の適正化・効率化を図るものであるとの説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に介護保険課関係部分であります。議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分及び議第88号平成17年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

介護保険制度は制度の施行後5年を目途に見直しを行うことになっており、先般国において介護保険法が一部改正され、本年10月より在宅者と施設入所者のサービスの均衡を図るため、介護保険施設における居住費・食費が保険給付の対象外になった。また低所得者対策として特定入所者介護サービス費の創設と高額介護サービス費の限度額の見直しが行われ、これらの法改正を予算に反映させるため補正するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、多くの人がこの制度について深い関心を持つと同時に不安に思っている場合もあるので、今介護サービスを受けている人、また介護保険料を払っている人たちに、制度改正の情報をわかりやすく丁寧にPRしてほしい。また介護サービスに対する不満や苦情をただ受けるだけでなく、アンケート調査などを行い行政側からアプローチしてはどうかなどの要望がなされ、当局より、第3期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の分析を行い、今後市民ニーズを生かしていきたいとの答弁を了とし、最終的に採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会副委員長・国実久夫君登壇）

○建設水道委員会副委員長（国実久夫君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る9月9日の本会議において付託を受けました議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分外3件について、9月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。最初に、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分についてであります。

土木課関係部分は、鉄輪まちづくり事業の一部計画変更に伴う追加額の補正予算であり、主な内容として、みゆき坂約250メートルの美装化工事を、当初は歩道部を石畳、車道部を豆砂利舗装で施工する計画であったが、行政と協働で鉄輪再生に取り組んでいる地元のまちづくり整備事業受入協議会より、全面石畳整備との要望を受け、検討の結果、同地区の観光施設は統一したイメージづくりのため、施設内に御影石を使用しており、さらに湯治場としてのあるべき景観を考えたとき、石畳での整備が本事業の目的である鉄輪地区再生に最適であるとの結論に達したため、計画を変更し、追加補正を行うものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、排水等生活面も考慮に入れ整備を行うこと、また他の委員より、施工に当たっては、工事の日程等、観光客や周辺商店への配慮を十分に行うようにとの要望がなされました。

次に総合体育施設建設室関係部分は、新野球場建設に先立ち、交通アクセス道路及び通学路として歩車道並列型の道路を計画していたが、道路の構造形態について警察と協議の結果、当初の施工場所では、信号機の設置が困難であり、児童・園児等歩行者の安全面を第一に考え、再度検討の結果、歩道と車道を分離する歩車道分離型の形態へと変更することに伴い、擁壁の施工面積の増加及び歩道の施工距離並びに幅員が増加したため、工事費の追加補正を行うものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、新野球場建設予定地の道路状況や住居状況等、周辺環境を勘案したとき、イベント等開催時には渋滞が予想されるところから、交通アクセスについては今後も十分検討してほしいとの要望がなされた次第であります。

以上、るる意見や要望がなされましたが、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第94号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、市営西別府住宅の一部建てかえ及び老朽化が著しい市営天満住宅と市営両郡橋勤労者住宅のB棟の入居者がいなくなったため、これを廃止しようとするに伴い、条例を改めようとするものであり、また議第95号別府市消防団員等公務災害補償条例及び別府市水防協議会条例の一部改正について、土木課関係部分は、水防法の一部改正に伴い、条例を改めようとするものであるとの当局説明を了とし、議第94号及び議第95号の関係部分は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第89号平成16年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成16年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。

当局より、平成16年度主要事業について、続いて平成16年度水道事業剰余金の処分についての説明がなされました。

これに対し委員より、「別府市水道事業会計決算審査意見書」の内容を尊重し、住民サービスの向上を図りながらも、水道局の経営改善により一層の努力をすべきである等の意見がなされました。

また、他委員より、他会計で行うべき事業費については、水道事業会計に繰り入れなどを行い、水道料金の引き下げを行うべきである等の意見がなされましたが、最終的に議第89号平成16年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成16年度別府市水道事業剰余金の処分については、採決の結果、一部委員から反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり認定及び可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(永井 正君) 総務文教委員会委員長。

(総務文教委員会委員長・長野恭紘君登壇)

○総務文教委員会委員長(長野恭紘君) 総務文教委員会が、去る9月9日の本会議において付託を受けました議案は、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算(第4号)総務文教委員会関係部分外4件であります。9月16日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第96号市長専決処分についてであります。

これは、第87回全国高校野球選手権大会大分大会で大分県立別府青山高等学校が優勝し、甲子園大会に出場することになったことに伴い、出場にかかわる経費の一部を補助金として交付するものであるとの当局の説明に対し、委員より、今回の補助金支出における要綱の変更が十分周知されてなく、各関係者に御迷惑をかけたことに対し、当局として今後このようなことのないよう十分留意するようとの意見がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議第97号市長専決処分については、当局の説明を了として、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議第90号別府市奨学金に関する条例の一部改正についてであります。

今までの条例では、対象者を教員志望者に限定し、大学卒業後10年以内に、別府市内の小・中学校の教員に採用されれば、奨学金の返還を免除するとなっていて、これまで11名に奨学金を貸与していたが、別府市で教員に採用になった者がいなかったため、今回大学奨学生の対象者を教員対象者に限定せず、すべての大学生を対象とするように条例改

正をするとの当局の説明に対し、委員より、奨学金制度は大変よいのだが、貸与人数が1人なのはいかなものか、予算の関係もあるが今後多くの学生に貸与できるように十分検討してほしいとの要望がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第95号別府市消防団員等公務災害補償条例及び別府市水防協議会条例の一部改正（消防本部関係部分）については、当局の説明を了として、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）総務文教委員会関係部分であります。

消防本部・職員課・情報推進課関係部分については、当局の説明を了とした次第であります。さきの市議会全員協議会及び本会議においても論議の焦点となりました株式会社別府扇山ゴルフ場貸付金1億6,400万円について。これは、平成7年度にクラブハウスの建てかえを行ったが、この建設財源として1口400万円の預託金制会員権を募集した。その預託金の返還が来月から始まるが、その返還について、去る8月17日に株式会社別府扇山ゴルフ場から支援要請があったところである。本年度末には償却前黒字への転換が見込まれ、健全化のめどが立ってきたところであるが、この預託金返還問題の独自解消に至る改善は短期間では困難であり、一時的な支出超過を乗り切れれば、存続が可能とのことである。別府市としては、51%の株式を保有しており、「内外の観光客を誘致するとともに、市民の保健に資する」といった当初の設立目的を引き継いでいること、観光面や経済面での波及効果が考えられること、直接あるいは間接的に市財政にも貢献していること等、存続の意義・可能性について総合的に判断し、支援を決定した次第である。支援の内容としては、預託金の半額を現金で返すことを前提に、平成17年度から平成31年度まで273口10億9,200万円の2分の1の額（5億4,600万円）と必要最小限の設備投資を含め6億円を限度に貸し付けるものである。この貸付財源は地方債を予定しているところであるとの当局の説明に対し、委員より、議会においては、この預託金償還については以前から再三にわたり多くの議員が心配をして、るる質問等をしてきたところであるが、事前に詳しい説明や支援の判断となる資料提供もなく今回突然提案するということは、まさしく議会軽視である。もっと早い時期に議会からのいろいろな指摘等の対処をしていれば、今回の状況は避けられたのではないか。全国的に見てもパブル崩壊後のゴルフ場の倒産件数は数多く、また、大分県からのゴルフ場利用税交付金の推移から見ても減少の一途である。こうした中での今回の扇山ゴルフ場に対する支援は、どのように判断しても納得できないことである等、今回の扇山ゴルフ場への支援策を疑問視する意見や指摘が相次いだ次第であります。

一たん委員会を休憩し、再開後、委員から、

- 一、預託金者を中心に別府ゴルフ倶楽部との協議がなされていないこと。
- 一、担保物の担保価値や換価能力に問題があること。
- 一、ゴルフ場の公共性やゴルフ場と福祉増進とが直接的に結びつかないこと。
- 一、経営破綻状況にある株式会社への公金貸し付けは、地方財政法上問題があると思われること。
- 一、全国的にゴルフ場利用者が減少している状況で、扇山ゴルフ場の再建の見通しが極めて難しく、別府市がその再建に貸し付けを行うこと自体に疑義があること。
- 一、今回の議案提出に当たり、議長名において正式に「株式会社別府扇山ゴルフ場」に対して資料の要求をしたにもかかわらず、2度にわたりこの要求を拒否し、誠意ある態度が示されなかったことが、議会審議に大きな影響を及ぼし十分な判断ができなかったこと。

等々の理由から、今回の株式会社別府扇山ゴルフ場への支援策については、予算の執行を行うべきではないとの観点から、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）を減額修正することの動議が提出され、採決の結果、本件については全員異議なく修正可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案5件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・市原隆生君登壇）

○観光経済委員会副委員長（市原隆生君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告いたします。

観光経済委員会は、去る9月9日の本会議において付託を受けました議案5件について、9月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、ONSENツーリズム局関係部分についてであります。

議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分については、穂吉敏子の渡米50周年記念コンサートの日本ツアーを開催するに当たり、ジャズ人生の出発点ともなった別府市でぜひ公演したいという希望や城島ジャズイン時代から息づいているジャズファンからの要望もあり、音泉タウン構想を推進する観点からの補助金であり、また、総務省の全額補助で行う住基カードを活用した地域通貨システムの実証実験への委託料であり、さらに神楽女湖のショウブの育成に必要な水を確保するために水源調査を行うための補正予算の計上であるとの当局の説明に対し、委員より、補助金申請のあり方に問題があるのではないか、また、委員会への資料や説明が不足していたのではないか等の意見があり、補助申請要綱に基づいた申請手続きがきちんとなされること、また、音泉タウン構想に基づく支出の際、ジャズ以外の音楽ジャンルにおける支出においても整理しておくこと。以上2点の要望がなされたところでありますが、最終的に採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第86号平成17年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者に管理が移行する前に必要な改修を行うための追加額であり、柴石・竹瓦温泉など5カ所のシロアリ駆除や雨漏り、内装の改修及び火災報知器、換気扇の設置にかかる経費であるとの当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第87号別府市湯都ピア浜脇事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

湯都ピア浜脇の指定管理者制度の移行に伴う工事費の追加額であり、壁クロスやカーペットの張替等にかかる経費であるとの当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、商工課関係議案の議第93号別府市公設地方卸売市場条例の一部改正についてであります。

当局より、今回の主な改正点は、卸売市場法の一部が改正されたことに伴い、卸売市場における品質管理の徹底、卸売業者が収受する委託手数料の弾力化、買い付け集荷の自由化、電子情報通信技術を活用した取り引き方法について、新たな規定を設けようとするものであるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農林水産課関係についてであります。

議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分について。

当局より、このたび別府市が県から譲与を受ける、古賀原の営農飲雑用水施設のポンプ設備等の改修にかかる工事費及び7月9日から11日までの大雨による内成、東山地区等の水田や水路の災害復旧に要する経費であり、県の補助金等を財源に支出しようとするものであるとの説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第92号別府市営農飲雑用水施設の設置及び管理に関する条例の制定について。当局より、10月1日付で古賀原の営農飲雑用水施設を別府市が県から譲与を受けることによる設置及び管理に関する条例の制定であるとの説明に対し、委員より、新しく古賀原地区に住む人は、飲雑用水を使うことに制限があると聞いているがどうということかとの質疑に対し、古賀原地区の水の給水量が限られているため、飲雑用水を使用するには、水利組合への加入が条件とならざるを得ないとの答弁がなされました。

以上のような質疑を経て、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案5件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(永井 正君) 決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長・清成宣明君登壇)

○決算特別委員会委員長(清成宣明君) 去る9月15日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について、御報告いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第98号平成16年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成16年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月15日の本会議終了後、委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、不肖私・清成宣明が委員長に、松川峰生君が副委員長に選任されましたので、よろしく願いをいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしましたが、本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全会一致をもって、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(永井 正君) 以上で、各常任委員会及び決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

(10番・平野文活君登壇)

○10番(平野文活君) 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

まず、議第85号平成17年度一般会計補正予算の中の債務負担行為、可燃物収集業務委託料6,658万6,000円と、それに関連してごみ収集業務管理システム開発委託料735万円に反対をいたします。

ごみ収集だけでなく、さまざまな分野で民営化や民間委託が進んでおりますが、その直接の目的は、それぞれの分野での行政経費の削減であります。民間委託をすればなぜ経費が削減できるのか、それは人件費を半減あるいはそれ以下の低賃金労働に置きかえるから

であります。低賃金労働は、必然的に住民サービスの低下をもたらします。私もある市民から、新聞・雑誌の日に時間ぎりぎりを持っていったら怒鳴り上げられたと苦情を言われたこともあります。私たちは、ごみ収集のような毎日の住民生活に必要な行政サービスを営利目的の民間業者にゆだねることは、基本的に反対であります。

国は、今「三位一体の改革」と称して地方自治体がどんなに経費削減の努力をしても追いつかないほど地方向け財源を削減し、それがまた地方に一層の経費削減を強いるという悪循環に陥っています。そのため最近では埼玉県志木市のように、現在600人の職員を将来は30人から50人程度として、市政業務の大部分を市民ボランティアで運営するという極端な構想を打ち出すところも出てきているのであります。こうなれば公務員制度の完全な解体です。公務労働とは何かを公務員自身が、また市民全体が考えるときだと思えます。

「官から民へ」、これは小泉総理お得意のワンフレーズの一つで、「公務員が多過ぎる」と言い続けてきました。しかし、人口1,000人当たりの公務員数は、イギリス81人、フランス97人、アメリカ75人、ドイツ65人に対して日本は39人で、欧米諸国に対して著しく少ないのが実態です。戦前の公務員は天皇の管理であったことの反省から、戦後の憲法は公務員を国民全体に対する奉仕者と位置づけました。であるならば、一定数の公務員は当然必要です。ところが、「公務員が多過ぎる」という小泉総理のワンフレーズが国民の共感を呼ぶ背景には、民間分野に広範な低賃金労働者が存在する事実があります。別府市は低所得者の多いまちです。私たちは、だからこそ、公務員は文字どおり住民への奉仕者でなければならぬし、またその労働条件も住民の理解を越えるものであってはならないと思えます。同時に民間の最低賃金を少なくとも生活保護基準並みに抜本的に改善するなど、民間賃金の底上げこそ急務の課題だと訴えたいのであります。

次に、議第88号介護保険特別会計補正予算に反対であります。

その理由は、国の法律によるものとはいえ、10月からの利用者の負担増とそれに伴う公費の削減が具体化されているからであります。例えば、特別養護老人ホームに入所中で介護度5の方の場合どうなるか。所得段階が新3段階の方の自己負担額は、現在の4万円が減免申請をしても5万5,000円になります。所得段階が新4段階の方は、現在の5万6,000円が8万1,000円になります。今でも本人の収入だけでは足りずに家族も負担をしている市民が多いわけですが、ふえるのは介護の自己負担だけではありません。高齢者の多くは病気がちですから、医療費もかかります。また来年4月からは介護保険料の値上げも予想されております。負担に耐えられず施設から退去せざるを得ない方々も出てくるでしょう。あるいは生活保護の申請者もふえるのではないのでしょうか。施設にしても、介護報酬が減りますから、そのしわ寄せは現場の職員の労働条件に及ぶことでしょう。私たちは、このような制度の改悪に賛成することはできません。

次に、議第89号平成16年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成16年度別府市水道事業剰余金の処分についてに反対です。

私たちは、従来から水道事業についての提案をしてきました。その基本は、第1に、事業計画は必要最小限に抑えること、第2に、市民に理解を得られないむだな経費は見直すこと、第3に、必要な事業でも財源はすべて料金に転嫁する仕組みを見直すこととあります。

今回の決算を見ると、消火栓費用の完全公費負担など若干の改善は見られますが、まだ最大の課題である財源政策の見直しは進んでおりません。これは水道局というより、市長の裁量に属する問題です。

第1は、災害対策費の問題です。平成7年に策定された10ヵ年計画では、「災害対策費の財源は一般会計から」と書かれていますが、今日まで実行されておられません。今回の

決算でも、鮎返ダムや施設の耐震補強工事、さらには10号線共同溝工事もすべて水道局の費用となっています。新たに加えられた10号線共同溝工事は、温水と朝見という別府の南北を結ぶ送水管で、明らかに万が一のときの災害対策であり、その一部を一般会計で見るとは当然です。

第2に、有収率の低下についてです。平成7年度の有収率は85.0%で、つくった水の15%が水漏れなどで収入にならない状況でしたが、今回の決算では81.7%とさらに悪化しております。これはトン当たり132円もかけてつくった水の2割近く、約300万トンが水漏れなどにより垂れ流されていることを示しています。この原因は、戦災を受けなかった別府市の水道施設が老朽化していることによるものですが、その改善には多額の費用を要します。この問題については、平成15年に出された水道事業経営審議会答申の附属文書が、大正6年からという古い施設の改善のための事業費をすべて現在の受益者に依存してよいのかという趣旨の指摘をしているように、水道局の努力というより、市長自身が直接関与しなければ解決できない問題です。

大きく二つの点を指摘しましたが、水道事業に必要な経費のすべてを水道料金に転嫁せず、その一部は一般会計が負担するという考え方は、全国的に普通に行われていることです。今回の決算を見ると、別府市ではトン当たり132円かけてつくった水を164円で市民に売っています。トン当たり32円の利益を上げて事業費を賄っております。ところが全国的には原価割れで給水しております。類似団体の平均はマイナス4.6円、全国平均では5.3円のマイナスです。料金収入だけでは赤字なのに、なぜ全国的に水道事業が続けられているのでしょうか。それは、その他の収入があるからです。その中心が一般会計からの繰り入れです。私が調査しただけでも、例えば借金利子の半額補てんとか、災害対策費とか、あるいは健康被害対策としての鉛管布設がえとか、さまざまな理由をつけて全国的に公費負担が実施されております。ところが、別府市では必要経費のすべてを料金に転嫁するという考えに固執をして、約2,500万円の福祉減免のように、本来一般会計で負担すべき福祉政策の経費まで水道料金に転嫁しています。下水道事業には毎年7億円の市費を入れているが、上水道事業には金は出さないという、こういう市政が続けば、ことし3月に策定された新中期計画が書いているように、平成20年度から24年度にかけて15%から18%の再値上げがあり得るということになります。この値上げを回避するためにも、浜田市長が水道事業のこの最大の懸案解決に向けて大胆に踏み込むよう強く要望して、反対討論といたします。(拍手)

(24番・泉 武弘君登壇)

○24番(泉 武弘君) 私は、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算、観光宣伝費、ONSENツーリズムの推進に関する経費の追加額、負担金補助及び交付金、穂吉敏子の渡米50周年記念コンサートの実行委員会補助金280万円に反対し、その討論を行います。

この予算は、ジャズピアニスト穂吉敏子さんのジャズ生活50周年記念日本ツアー10カ所のうち、別府開催における事業費434万円のうち、出演料など280万円を補助しようとするものです。

補助金については、地方自治法232条の2項で次のように定めています。「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる」としてはいますが、この条例で一番大事なことは、公益性の有無という点でございます。公益については各種の考え方がありますが、一般的には広く社会全体の共通の利益と考えるのが普通の解釈と思われまます。

では、今回の穂吉敏子さんの50周年記念ツアーが、広く社会全体に対して共通の利益を与えることができるか考えてみるときに、どのような角度から見ても無理があるように

思えます。穂吉さんの記念ツアーは当然のことですが、収益も目的としたもので、事業収支は穂吉さんのツアーのチケット販売や広告収入から出演料などの経費を支払うのが当然です。しかし、今回の記念ツアーに対する補助金申請では、事業主体や事業費も観光経済委員会での審査時点では明確になっておらず、ましてや補助金の申請すら出ていませんでした。別府市の補助金等交付規則第4条では、「補助金などを申請しようとするものは、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない」と決めています。一つ、事業計画書、一つ、収支予算書、一つ、その他市長が必要と認めるもの。さらに5条では、「市長は、補助金などの交付申請があったときは、申請にかかる書類審査、そのほか必要に応じた調査を行った後、適当と認めるときは交付の決定をする」と規則で定めていますが、では、補助金の申請などがこの規則に沿って進められたか検証すると、一つ、補助金の申請書は出ていません。一つ、収支予算書の提出もありません。一つ、コンサートの実施主体も決まっています。これらの問題点の指摘を委員会から受けてから、準備に入るありさまです。

また、地方財政法3条では予算の編成について次のように定めています。「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準により経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」。2項では、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」というふうに定めています。

以上でおわかりのように、今回の補助金は地方財政法や補助金交付規則から見ても、手続きや法の適用で大きな問題があることは明確です。それにも増して、3,500人の会員を有する商工会議所に対する運営補助金900万円に対して、穂吉さん個人の、それも収益を目的としたコンサートに280万円を支出することは、市民の理解が得られるとは私は思いません。市は、財政難と補助金の適正化を理由に、一律10%のカットを実施したばかりです。

今回の補助金問題の中で特に危惧されることは、民間が実施主体のように言っていますが、実はこの計画を行政が中心となって推進してきたことです。地方財政法や補助金交付申請など、その重要性について十分知悉している職員が、これらの法や規則に違反することをみずから行おうとしています。これは絶対に許されることではありません。今回の補助金の支出で、今後は民謡、歌謡曲、シャンソン、フォークソングなど各種の音楽活動公演などが、当然ながら補助の対象となってきます。補助対象の整理や補助金額の調整もしないまま補助をすることは、将来に対して大きな問題点を含んでいます。

議員の皆さん、私たちは扇山ゴルフ場に対する貸付金の審査でも、ゴルフ場と公共性の関係や、公共の福祉とゴルフ場の整合について厳しい議論をしてきました。その結果、ゴルフ場に対する資金貸し付けは公益に結びつかないとの結論に達したことは、皆さんが御記憶だと思えます。私は、穂吉さんのコンサートが公益に結びつくとは考えられません。皆さんは、本当にこの予算を認めることに客観性や妥当性があるというふうにお考えですか。私は、どういう観点から見ても今回の穂吉さんに対する補助金は、過去の例からしても280万円というものは突出した補助金である、このように考えます。

もう一度、議員の皆さんにお尋ねします。本当に皆さんは、穂吉さんの収益を目的としたこのようなコンサートに280万円も支出することに同意ができるのですか。議員の皆さんの良識に期待して、私の討論を終わります。

○議長（永井 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第98号平成16年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成

16年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議第85号平成17年度別府市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

政策推進課所管、株式会社別府扇山ゴルフ場関係部分に対する総務文教委員会委員長の報告は修正でありますので、まず、お手元に配付いたしております総務文教委員会の修正案から採決を行います。株式会社別府扇山ゴルフ場関係部分に対する総務文教委員会の修正案に、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立全員であります。

よって、総務文教委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決をした部分を除く原案について採決を行います。ただいま修正可決をした部分を除く原案に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第88号平成17年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する委員長の報告は原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第89号平成16年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成16年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。

まず、平成16年度別府市水道事業剰余金の処分については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成16年度別府市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第86号平成17年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第1号）、及び議第87号平成17年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計補正予算（第1号）、並びに議第90号別府市奨学金に関する条例の一部改正についてから、議第95号別府市消防団員等公務災害補償条例及び別府市水防協議会条例の一部改正についてまで、以上8件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上8件については、各委員長報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上 8 件については各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 96 号市長専決処分について、及び議第 97 号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上 2 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上 2 件については委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 2 により、議第 99 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第 101 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第 99 号から議第 101 号までの 3 件は、本市教育委員会委員として、郷司義明氏、高橋護氏並びに福島知克氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 99 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 99 号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 100 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 100 号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 101 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 101 号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、議第102号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第103号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上2件を一括上程議題といたします。提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第102号及び議第103号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、桑原寿一氏並びに恵良寧氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(永井 正君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永井 正君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永井 正君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第102号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永井 正君) 御異議なしと認めます。

よって、議第102号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第103号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永井 正君) 御異議なしと認めます。

よって、議第103号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

〔退席する者あり〕

○議長(永井 正君) 次に、日程第4により、議第104号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第108号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上5件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) ただいま上程されました議第104号から議第108号までの5件は、本市吏員懲戒審査委員会委員として、松川峰生氏、池田康雄氏、清成宣明氏、友永哲男氏並びに亀山勇氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第40条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(永井 正君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第104号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第104号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第105号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第105号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第106号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第106号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第107号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第107号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第108号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、議第108号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

〔入場する者あり〕

○議長（永井 正君） 次に、日程第5により、報告第14号別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第19号寄附受納についてまで、以上6件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第14号から報告第17号までの4件は、本市が出資しております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

まず報告第14号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成16年度の主要事業として、公共棟では非常用自家発電機の点検整備など、住宅棟では排水管清掃工事及び資源ごみ置き場増設工事などの修繕整備工事を実施いたしました。住宅棟の貸室については、今期8件の入退去者がありましたが、退去時において内装及び

設備の完全補修をし、きれいな貸室の提供に心がけた結果、入居率も昨年度に引き続き100%を維持いたしております。

事業の収支につきましては、事業部勘定と信託部勘定の合併決算で約6,686万円の利益となっております。平成17年度においては、事業収支の健全化を図るとともに、経済情勢の変動に備えて常に経営計画の見直しを図ってまいりたいとの報告であります。

次に報告第15号は、別府開発ビル株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

駐車場事業について、駐車スペースの弾力的な運用を図るため、無人化による24時間営業を実施し、前期まで増収をしてみましたが、当期の収入は、前期に比較してわずかながら減収となりました。事業の収支につきましては、当期利益として約817万円を計上しております。

今後とも、経費節減を図るとともに、増収に向けて一層努力してまいりたいとの報告であります。

次に報告第16号は、財団法人別府市総合振興センターの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成16年度は独自事業として5事業、別府市からの受託事業として9事業の計14事業を実施いたしました。独自事業である温泉給湯事業の契約件数の減少、駐車場事業の減益、天候に左右される志高湖野営場事業の減収などを主な原因として、損失を計上いたしました。

今後は、さらなる企業体力をつけ、市民の目線に立った運営を図るとともに経営節減に向けてより一層努力してまいりたいとの報告であります。

次に報告第17号は、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成16年度は、景気の低迷等により入場者数の減少から収入が減収となっております。事業経営につきましては、従来の収支のアンバランスの改善を図り、特に人件費につきましては、約55%の大幅な削減をするなど、抜本的な経営改革を進めているところであり、今年度はその結果が如実にあらわれているところであります。

平成17年度におきましては、財務内容の改善に努め、従業員の意識改革とさらなる経費節減に取り組みたいとの報告であります。

報告第18号は、市道上の事故外3件の和解等につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第19号は、寄附受納の報告であります。観光関係、商工関係、土木関係、建築住宅関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

以上、6件について御報告いたします。

○議長（永井 正君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

○24番（泉 武弘君） 市長、御記憶だと思いますが、3月の予算審議の中で扇山ゴルフ場に対する財産貸し付けは大丈夫か、私がこの場で質問しましたね。経営状況が逼迫している中で財産貸し付けをやって大丈夫かということが、具体的に事実となって実はきたわけです。

すでに全員協議会でも配られましたけれども、扇山ゴルフ場はすでに倒産状態というのは、公認会計士の意見ですね。財産貸し付けをしている側として、今後予算計上している

1,800万円の収入というのはどうなっていくのですか。説明してくれませんか。

○総務部長（友永哲男君） お答えいたします。

その1,800万円につきましては、市の方でいただいております。

○24番（泉 武弘君） 部長、僕が質問したことがわかりますかね。今、扇山ゴルフ場に市有地を貸し付けていますね。年間貸付料が1,800万円。ところが、公認会計士が出してきた経営分析では、すでに倒産状態ということが表記されているわけです。ならば、この1,800万の予算計上したものは、今後どうなっていくのだろうかと心配するのは当たり前なのです。これが第1点。

それから第2点目に、今後、民事再生になるのか協議になるのか、これは成り行きはわかりませんが、273名の預託金者が自分の財産保全措置として、扇山ゴルフ場に担保設定等を法的に行った場合にどういう問題が起きるのか。市有財産の上に瑕疵がある物件が存在してしまうということになる。こちらについては、市有財産の保全措置として何らかの対応を考えているのですか。こちらをあわせて報告してください。

○総務部長（友永哲男君） お答えいたします。

この土地の使用につきましては、前回の議会で私の方に議決を3月議会でいただいておりますし、現在ゴルフ場につきましては、御存じのような状況でございます。そういう中ですので、私の方といたしましては、当然契約がございますので、その1,800万につきましては、そのままの形で推移を見たいというふうに思っております。

○議長（永井 正君） 答弁漏れは。部長、その後のもう1点。

○総務部長（友永哲男君） お答えいたします。

その担保の件につきましては、株式会社扇山ゴルフ場のその後の経緯を見まして、私の方は考えていきたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 公共財の管理については、当然地方公共団体も善管注意義務があるわけですね。それから忠実義務があるのです。もうすでに倒産状態ということが表記されている以上、別府市としては、この貸し物件が乗ることを何らかの法的な措置をして、市有地が活用できるということをまず保全する必要があるのではないのでしょうか。私は非常にそこを実は危惧している。

熊本県の産山村に「卑弥呼の里」というのができたのです。村有地を2万7,000坪提供して、その上に開発業者の「卑弥呼の里」の建物が今でも乗っています。村有地でありながら貸し物件が乗っているがゆえに財産活用が全然できないのです。そういう事例もありますから、早急に行政としてとるべき保全措置、こういうものについても早急に協議をしてほしいな、こう思います。

それから、事業報告を見ましても、ゴルフ場利用者というのはもう激減していますね。13年度から16年度までで全国のゴルフ場の増減がどうなったかといいますと、46ゴルフ場が倒産しています。大分県別府市のこのゴルフ場税を見ますと、約半額ですよ。こういう中で大変厳しいというのがゴルフ場の経営だろうと私は思います。

市長、これだけはきついかもしれませんが、はっきり申し上げておきます。あなたたちの経営責任を、市民に転嫁しないでください。これは扇山ゴルフ場株式会社の経営者と預託者との問題なのです。その協議がなされないままに、貸付金ということにはならないわけなのです。また、貸付金については地方財政法の縛りを私は申し上げました。かといって10月1日から始まる預託金返還について、私のホームページのメールにいっぱい実は入ってきている。10月1日の支払いに予定していた。それから、もうとにかくこれは運転資金に予定していた。いろいろなものが入ってきている。できるだけ早く預託金者を中心とするクラブ側と話をしてほしい。これをお願いしておきます。その話し合いの時期について、代表取締役会長として、この時期にとか、こういう条件でというものがあ

れば、この機会に説明してくれませんか。というのは、預託金者は非常に心配しながらこの推移を見ているから、もし市長がそういう腹を持っていれば教えてください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

御心配いただいた点は、十分理解できます。今回のこの議決を厳粛に受けとめまして、私は会社側にしっかり報告をし、取締役会を招集した中で真剣にその問題も含めて検討したいと思います。

○24番（泉 武弘君） この事業報告を出してこられたのは、会社社長の平野さんですね。市長、平野さんはどういう経過で扇山のゴルフ場の社長にあなたが就任要請をしたのですか。今、この扇山ゴルフ場問題で会員から出るのは、この経営者に対してものすごい不満が出てくる。ゆえに旅費交通費が年間500万近くになっているではないかということ指摘したのは、それを見た人から「余りではないか」という指摘があったのです。市長、この機会に平野さんをどういう理由で、あなたのどういう知人で、どういう基準で扇山ゴルフ場の社長に要請したのか、ちょっとそこらをこの機会に明確にしてください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

私は、このゴルフ場が存続できるようにするにはどうしたらよいかということで、そういう経営者をお願いしようということで平野さんを信頼し、その活力を私は期待してお願いをした次第でございます。

○24番（泉 武弘君） 会員並びにビジターの利用者の皆さんから出るのは、この方に対する不満なのです。これは実際に私の友達が遭遇したことです。はっきり申し上げておきますけれども、その当日は霧だった。それでスタートしたのです。それで途中でハーフを回った段階で、霧が濃くてどうもこうもならない。それで僕の友人はふろに入った。そこに平野さんが先に入っていた、11時ごろ。（「平野さんて、だれだ」と呼ぶ者あり）社長。平野社長がおふろに入っておった。それで、僕の友人が、「おふろに入れるのですか」、こう聞いたら、平野さんが、「さあ、どうでしょうかね」。自分が裸になっていて「どうでしょうかね」と、自分が入るために入った。こういうことが事実として出てくるのですよ。

それで、これは仄聞ですから責任は持てませんけれども、1カ月当たりタクシーを中心とする旅費が二十七、八万上がって、これはたしか税理士側から指摘をされて、それで改善しているようなのです。そういうことが随分出てきましたので、さきに旅費交通費の明細を出してくれと言ったのです。

やっぱり市長、あなたが要請した人だったら、やはりそういうところもきちっとあなた自身が調査をして、不適と思えばやはり解任するなりしないと、これは会員の皆さんの矛先がおさまりませんよ。それだけは、厳しく指摘をしておきます。

それから、議会から4名ですか――朝倉議員は亡くなりまして3名です――取締役が出ていますので、取締役会をもう少し重要視してくれませんか。今回恐らく平野社長それから会長、それから大塚助役で協議して支援要請したのだと思いますけれども、やはりこの前、工藤さんという職員ですが、商法20条に対する法解釈をしましたけれども、あれはどうしても無理があります。やはり取締役会決議を出してこないとおかしいと思いますから、そういうところを早急に整備してください。

苦言になりましたけれども、経営の失敗を絶対市民に転嫁してください。まず経営者としてあなた方が責任の所在を明確にしてください。それからの話です。

さて、いつも質問します振興センター。いよいよ12月には条例制定という形に移行してきますけれども、助役ね、振興センターが本当に市民利益に結びついているというふうにかえますか。この事業報告書を見まして、私はそうは思えないのですよ。

室長が議場に入りましたから、ちょっとお尋ねしますけれども、振興センターの独自事

業ですね、この独自事業の5カ年間の事業収入の推移をちょっと説明してくれませんか。

○企画部次長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

振興センターが今取り組んでおります独自事業につきましては、温泉給湯事業それから海岸駐車場事業等の5事業があります。その中の事業収入といたしまして、平成12年度が1億1,998万9,097円、13年度が1億1,140万305円、14年度が1億431万3,551円、15年度が8,969万3,275円、16年度が8,612万2,495円。以上です。

○24番（泉 武弘君） 助役、事業報告書、15年度であなたはこう……、あ、ごめんなさい、今のは間違えました。あなたは、31番の村田議員の質問に、こう答弁しています。「振興センターは自主事業を持っているので自立できるような体制をとりたい」、こう言っている。自主事業の事業収入は今申し上げたとおり、もう激減しています。これでは自主事業を自立できないのではないですか。だから総務管理費を一般会計からつぎ込んでいく以外に、もう振興センターそのものが運営できないのではないですか。その点についてどう思いますか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

確かに自主事業の自立、こういったことを私は答弁をさせていただきましたが、振興センターのこの給湯事業において、特に大口の旅館などの倒産、撤退、そういった面におきまして、自主事業が下がってきているところがございます。今後につきましても、この給湯事業の増進のために市の方も振興センターと協議する中で、自主事業、給湯事業を増進するように施策を考えていきたい、そのように考えております。今回の場合、こういった大口の旅館並びに住宅地におきましても、高齢者が多くなり、高齢者の死亡などに伴いまして御家族が給湯事業をやめて近くの温泉に入るといような現象もできておりますので、こういった給湯管のあるところの開発関係などを見て、またそういった給湯事業の進展が図れるような施策を振興センターと協議し伸ばしていきたい、そのように考えております。

○24番（泉 武弘君） ここに、平成3年度からの振興センターの独自事業の動きを全部分析しました。この結果、数字的に見たら、もう振興センター自体では収支が整うということは未来永劫にない。その収支が整わない部分を、総務管理費ということで市からの委託金の中に繰り込んでいる、これ以外にないのです。これを見てもみると、16年度予算で市が振興センターに委託しているのは2億7,800万です。15年度よりふえている。それはなぜそういうことになるかといいますと、平均給与なんかを見ますと、すさまじいものがあるのですね。680万ぐらいですか。そしてプールなどで働いている人の年間給与を見ますと、体育施設で680万、温泉プールで778万ですよ。そういう給与をもらっているところに委託するというのは、経費が、税金の投入の仕方として、僕は基本的に間違っていると思う。

そこで、もうこの機会に僕は振興センター、解散するのが一番だと思います。そして、指定管理者制度が導入できるような体質をつくって、民間として指定管理者制度に導入すべきだ、こういう私は考えを持っています。この機会に述べておきます。

今、経営改善についていろいろ議論しているようですから申し上げておきますが、従業員の厚生会がありますね、振興センター。これを見ますと、結婚祝い金4万、銀婚祝い金2万、出産祝い金5,000円、入学祝い金5,000円、疾病見舞い金5,000円、それから災害見舞い金が3万、2万、15万、こういうふうに分かれる。それから弔意金とか、もういろいろなものが出るのですね。実はびっくりしました。経営努力をしていると言いましたけれども、本当かな。退会慰労金を見ますと、振興センターに勤めていた人が在職30年以上たって退職する場合に17万もらえる。そういうところにやっぱり委託して公金支出というのは、これはおかしいですよ。2条14項の「最少の経費で最大の効

果を上げる」ということからするならば、振興センター以外に競争原理を導入してこの公費削減をすべきである。そしてやっぱりしっかりした事業計画をつくってください、振興センターそのものも。

助役。もう何回も言っていますけれども、これは12月に指定管理者制度導入の16施設が振興センターになっていますから、そこで本格議論をさせていただきますけれども、やはりしっかりした振興センターのあり方についてもこの機会に検討してくれるように要望しておきます。

○議長（永井 正君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上6件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承いたします。

次に、日程第6により、議員提出議案第16号道路整備の促進と予算の確保に関する意見書から、議員提出議案第20号アスベスト問題に関する意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第16号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9番・黒木愛一郎君登壇）

○9番（黒木愛一郎君） 議員提出議案第16号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路整備の促進と予算の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、豊かで活力ある地域づくり・都市づくりを推進し安全で安心できる国土の実現を図るためには、道路の整備はより一層重要となっている。

このような中、国の経済財政諮問会議において平成18年度も公共投資を削減することが基本的に合意され、またその後も投資を抑制すべきとの強い意見があり、さらに、道路整備特定財源が平成19年度以降余剰となることが予想され、今後、道路整備特定財源の使途の見直しが政府において検討されようとしている。

別府市は美しい山と海に囲まれており、世界に誇る温泉資源に恵まれ「湯のまち・観光のまち」として発展してきました。今後は、アジアの国際交流拠点都市として先導的な役割を果たし、誰もが生き生きと希望をもって、個性的で豊かな生活を送ることができるまちづくりに取り組んでいます。

しかしながら、別府市では道路をはじめとする社会基盤施設の整備が不十分なことから、「湯のまち・観光のまち」としての機能を十分に発揮できていないなど、地域経済を発展させる障害となっており、この解決に向けた道路予算の確保は大きな課題となっている。については、次の事項について強く要望する。

記

1、道路特定財源については、受益者負担の考えに基づき一般財源化など他の目的に転用せず全額を道路整備費に充当すること。

2、平成18年度概算要求に当たっては、国道10号線拡幅、国道500号及び別府挟間線等の幹線道路網の整備を促進するため、所要の予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月22日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第16号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（6番・萩野忠好君登壇）

○6番（萩野忠好君） 議員提出議案第17号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び関係法令の遵守を求める意見書

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律では、「医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ免許を受けなければならない」と定められている。

しかしながら、近年、カイロプラクティック、整体、エステ、リフレクソロジー、足裏マッサージなどと称し、無免許での医業類似行為を行う者が激増している。

また、各地にあん摩マッサージ指圧の技術を短期間で講習・指導して開業できるとした養成施設が氾濫しており、このような所で、短期間に養成された無免許者が引き起こす事故についても懸念されている。

このことは、医療現場はもちろんのこと、国民の福祉全般にわたり、大きな混乱を招き、国民の医療に対する信用を失墜させると同時に、健康と疾病予防並びに治療に関し、多大な不安を抱かせるものである。

よって、政府におかれては、無免許者の横行を是正し、それに起因する事故を未然に防ぐために、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び関係法令の遵守と違反者取り締まりの徹底を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月22日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第17号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第18号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（25番・岩男三男君登壇）

○25番（岩男三男君） 議員提出議案第18号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

認知症など判断能力の不十分な高齢者を狙って不要なリフォーム工事を契約させ、法外な代金を請求し・だまし取る「リフォーム詐欺」が大きな社会問題になっています。そうした犯罪行為の横行を許さないため、まずはあらゆる法律・制度を駆使し、関係機関が連携して、悪質業者を摘発することと、再発防止への早急な取り組み強化が求められます。

そのため政府は7月13日、関係6省庁課長会議において当面の対応策となる緊急対策を決めました。その内容は、悪質業者に対する行政処分や取り締まり強化、関係業界に再発防止策を求めるなど多岐にわたっています。

その上で、今後の課題として、成年後見制度をより利用しやすくするための措置や、リフォーム工事に関する建設業法の見直しなどが指摘されています。高齢者等を「リフォーム詐欺」から守るため、早急に下記の項目を実施するよう強く要望いたします。

1、成年後見制度の普及・活用

①制度趣旨への理解を含めた周知徹底のための広報活動を強化するとともに、成年後見申立時の費用や後見人への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を拡充・周知すること。

②第三者後見人の人材を確保すること。

2、建設業法の見直し

①建設業法上、軽微な建設工事（1件500万円未満）の請負については建設業の許可を必要としないため、同法を見直すこと。

②リフォームを含む建設工事の請負契約の締結に当たっては、書面の記載などの手続義務規定違反に対する罰則を設けること。

3、建築士法の見直し

建築士法により、建築士でなければできない設計又は工事管理が規定されていますが、リフォームは多くの場合、建築士でなくても設計等を行うことができるため、同法を見直すこと。

4、全国各地の窓口で気軽に法的サービスが受けられる「日本司法支援センター」（来秋スタート予定）が、高齢者らに対する出張相談などを積極的に実施すること。

5、特定商取引法や消費者契約法、割賦販売法などを活用して被害者の早期救済を図るとともに、悪質リフォームを対象にした取締法規の制定を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月22日

別府市議会

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第18号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第19号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（26番・原 克実君登壇）

○26番（原 克実君） 議員提出議案第19号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書

昨年10月の新潟県中越地震、そして今年3月、大地震発生の可能性は低いと言われていた福岡でも福岡県西方沖地震が起きるなど、最近、大地震が相次いでいます。いずれも多大な被害をもたらしています。さらに、今年7月の千葉北西部地震では首都圏の交通網・通信網の脆弱さが露呈しました。

大地震は、いつどこで発生してもおかしくありません。大地震への備えとしては、防災対策のみならず、大地震発生時に被害を最小限に抑える「減災」への取り組みが求められています。そして、減災のために最も有効な対策が、住宅や建築物の耐震化です。

その観点から本年6月、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」がまとめた提言では、住宅や建築物のそれぞれについて、今後10年間で耐震化率を9割にまで引き上げることとする数値目標を設定し、達成に向けた促進策を提示しました。まさに、「耐震化は時間との競争」であり、地震による人的・経済的被害を最小限に抑えるために、耐震化促進のための施策について下記の事項について早急に施策の拡充をするよう要望いたします。

記

1、耐震改修に関して税制、予算両面で施策を拡充

国土交通省は今年度から、従来の耐震診断・耐震改修に対する補助制度を統合し用途を

広げたほか、自治体が地域の実情に応じて民間住宅の耐震改修に活用できる地域住宅交付金制度を今国会で成立させました。これらの制度を全国に普及させるとともに、税額控除制度など税の優遇措置を創設すること。

2、耐震改修促進法等に関する制度の充実・強化

耐震性が不十分な密集市街地の住宅に耐震診断の指示や正当な理由もなく改修の指示に従わない場合は、建築物を公表できるようにするべきであり、さらに規模の大きな建築物については耐震診断や改修を義務づけ、実施しない場合は改修命令を出せるよう、耐震改修促進法に関する制度の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月22日

別府市議会

内閣総理大臣

国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第19号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第20号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17番・高橋美智子君登壇）

○17番（高橋美智子君） 議員提出議案第20号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

アスベスト問題に関する意見書

アスベストが引き起こす環境汚染や健康被害等が、近年において大きな社会問題となっております。

厚生労働省は、「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧」によりアスベストの製造、加工等を行う事業所を公表していますが、当市に所在する事業所は含まれていないようです。

しかしながら、アスベストを起因として発症する可能性の高い中皮腫は、発症までの潜伏期間が数十年ときわめて長く、当市においても市民の不安が高まっている状況です。

このような中、国において本年7月に「石綿障害予防規則」が施行されたことに伴い、当市では施設の解体工事の施工の際にはアスベストの含有を調査し、その含有を認める施設については、市民と工事施工業者の安全性を確保するための措置を行い、解体等の工事を進めています。また、当市の300を超える公共施設のすべてにおいて、飛散の可能性の高い吹きつけアスベストの調査を行い、アスベストの使用が認められる公共施設には、

除去工事を実施しているところです。

さらには、アスベストの含有は、昨今では建設資材のみならず、数千にも及ぶ生活用品等の製品にも含まれている旨の報道がされており、市民が安全で、安心して生活するための大きな障害となる可能性を否定することができません。

よって、国においては市民の不安を払拭するため、各自治体に対し、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、国民の不安を解消するため、アスベスト対策について、最新で的確な情報を速やかに公開すること。

2、自治体が関係住民の継続的な健康診断に取り組めるよう技術的及び財政的な支援を図るとともに、アスベスト疾患に関する検査手法や治療方法の確立を進め、その情報提供を図ること。

3、自治体及び民間が管理する施設のアスベストの使用実態調査、除去工事その他の措置に関し十分な支援を行うこと。

4、アスベストの除去及びその関連工事を行う事業者に対し、安全対策の十分な技術その他の指導を早急を実施すること。

5、アスベスト対策について、各自治体が適切な対応を図れるよう国において統一的な基準を具体的に定めること。

6、アスベストを含有する製品の全面廃止を早期に実現するとともに、製品の代替化の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月22日

別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成17年第3回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成17年第3回市議会定例会を閉会いたします。

午後0時03分 閉会